

2025年度
関西学院大学ロースクール
C日程

一般入試（法学既修者）
開放型選抜入試（法学既修者）

憲 法 問 題

《 1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 5 0 》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【憲 法 問 題】

次の〔設問１〕および〔設問２〕に答えなさい。

〔設問１〕

「行政権」（憲法６５条）の意味について、１０行程度で説明しなさい。

〔設問２〕

２０**年４月１日午前９時、Ａ地方において最大震度７を観測する巨大地震（以下「Ａ大震災」という。）が発生し、被災地域では多くの死傷者が出たほか、建物の倒壊や電気・水道・ガスの不通など、甚大な被害が生じた。Ａ地方では、その後も大きな余震が継続して発生することが予想されたこともあり、多くの住民が自宅を離れ、近隣の小学校の体育館などに設置された避難所へと移動した。そのなかには、余震が小康状態になるまでの数日間を避難所で過ごす者もいた。

Ｘは、主にＡ地方を放送対象地域として放送局を開設し、地上波によるテレビジョン放送を行う放送事業者である。Ｘ所属の記者は、２０**年４月１日のＡ大震災発生直後から、被災状況をテレビカメラを用いて取材し、Ａ地方の市街地の様子などを映像としてビデオテープ（以下「本件ビデオテープ」という。）に保存した。そして、Ｘは翌日、Ａ大震災関連の情報を伝える報道番組において、本件ビデオテープに収められた映像の一部を、Ａ地方市街地の被災の様子として放映した。

他方、Ａ地方の市街地では、避難のため人が不在となっている住宅等に侵入し、窃盗を行ういわゆる空き巣狙いの犯罪が多発する事態となっていた。こうした事態を受けて、Ａ地方の一部を管轄するＹ県警察も、市街地での警ら活動を強化するなどの対応をとった。

同月５日、Ｙ県警察は、Ａ大震災により半壊し、無人となっていたコンビニエンスストアに侵入し、金品を窃取したとして、Ｚを現行犯逮捕した。Ｙ県警察は、Ｚに余罪があるものと考え、さらに捜査を進めることとした。

その後、Ｚは、同月１日の発災直後にも一件、Ａ地方の市街地において、住人が避難して不在となった住宅に侵入し、金品を窃取したことを供述した。もっとも、当該住宅はその後の余震により完全に倒壊してしまったため、当該住宅からＺの住居侵入および窃盗の証拠を得ることは困難になっていた。Ｚの供述によれば、当該住宅で盗みを働いた後、当該住宅を出た際、遠目にテレビカメラを構える数人の集団に気が付いたため、足早に現場を立ち去ったという。

Y 県警察は、発災直後の市街地の様子を取材できたのは地元テレビ局である X 所属の記者のみであること、および、同月 2 日に X が被災状況を放映した際に映っていた場所が Z の供述した当該住宅近辺であることから、本件ビデオテープに、少なくとも Z の住居侵入の様子の一部が映り込んでいる可能性が高いものと判断した。

そこで、Y 県警察は、X に対し本件ビデオテープの提出を求めた。しかし、X は、「本件ビデオテープは自然災害の脅威を人々に伝えるために取材した資料であり、震災時の人間の振舞いを明るみにする趣旨に出たものでなく、ましてやこれを犯罪の証拠として用いようとすることは誠に遺憾である」として、Y 県警察の要請を拒否した。そこで、Y 県警察は、本件ビデオテープについて裁判所から搜索差押令状の発付を受けたうえで、本件ビデオテープを差し押さえた（以下「本件差押え」という。）。

本件差押えに含まれる憲法上の問題点について、あなたの意見を述べなさい。その際には、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること。なお、本件の搜索差押令状の発付について刑事訴訟法上の要件は満たされていたものとし、かつ、刑事訴訟法の規定の合憲性については検討しなくてよい。

2025年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【C日程：憲法】

《出題趣旨》—————

今回の入学者選抜では、〔設問1〕において統治機構の分野から基本的事項についての説明問題を出題し、〔設問2〕においては主に人権分野に関する論文式事例問題を出題した。これは例年と同様の出題方法を踏襲したものであり、統治機構分野も人権分野もバランスよく学修していただきたいという本研究科からのメッセージでもある。

〔設問1〕では、内閣・行政の分野から「行政権」（憲法65条）の意味に関する説明問題を出題した。憲法65条は「行政権は、内閣に属する。」と規定している。そして、ここにいう「行政権」が何を意味しているのかについて、学説は分かれている。〔設問1〕では、それらの学説について、10行程度という紙幅のなかで要点を押さえつつ説明することが求められていた。

〔設問2〕は、報道機関の取材資料に対する捜査機関の差押えの合憲性について、重要判例に関する知識や憲法学の基本的事項に関する知識が十分に定着しているかや、法的三段論法に即した基本的な論述能力が備わっているかについて、その判定を試みるものである。したがって、解答にあたっては、具体的な事案の中から憲法上の問題点を明らかにし、ただ闇雲にこれを検討すればよいというわけではない。まずその検討を行うのにふさわしい適当な憲法の条文を選択し、その上で、当該事案の性質や事案類型に即した判断枠組みを定立し、自らの定立した判断枠組みに基づいて具体的な検討を行うことが求められている。さらに、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及することも、求められている。本問のように報道機関に対する取材テープの提出命令や差押えが問題となった最高裁判例としては、最大判昭和44・11・26刑集23巻11号1490頁（博多駅事件）や、最決平成元・1・30刑集43巻1号19頁（日本テレビ事件）、最決平成2・7・9刑集44巻5号421（TBS事件）がある。本問ではこれらの判例を参考とすべきこととなる。

《解説・講評》—————

〔設問1〕について

「行政権」の意味について、控除説とよばれる見解が伝統的に通説的地位を占めてきた。控除説は、「行政権」を「すべての国家作用から立法作用と司法作用を除いた残りの作用」とする見解である。控除説に対しては、所与のものとして包括的支配権が想定されている点において、主権者国民の制定する憲法によって初めて立法権・行政権・司法権が創設されたとする国民主権の建前との不整合が批判されている。もっ

とも、控除説は、立法権や司法権に属さない国家の権力行使を余すことなく内閣に集中させることによって、憲法 66 条 3 項の連帯責任を通じた民主的コントロールをこれらの権力行使に及ぼすことを可能にする点で、その意義が認められる。

これに対して、近年、「行政権」の意味について、法律執行説や執政権説なども有力に主張されている。法律執行説は、「行政権」を端的に法律を執行する権限を意味するものとする見解である。法律執行説に対しては、内閣が国会に対して連帯して責任を負う「行政権」（憲法 66 条 3 項）の範囲が法律の執行に限られるとすれば狭きに失するという批判が向けられる。他方、執政権説は、「行政権」を国政全般の総合調整や基本方針決定などの高度に政治的な作用である執政権を意味するものとする見解である。こうした執政権説に対しては、憲法 73 条などに列挙された諸権限のほかに包括的な執政権という概念を用いることで、憲法上明文で内閣に与えられていない権限を演繹するおそれがあるという批判が向けられる。

解答に際しては、控除説や法律執行説、執政権説の概要説明に加えて、それぞれの見解の論拠や批判等について触れられていれば、良好な水準に達しているといえよう。

もっとも、受験生の答案の多くは、控除説を説明するにとどまっていた。また、憲法 73 条各号を列挙する答案も少なくなかった。しかし、あくまでも本問は憲法 65 条の「行政権」の意味を問うものであり、これとの関連を示すことなく憲法 73 条各号に言及するのみでは不十分である。

その他、独立行政委員会の合憲性について論じる答案も多くみられた。しかし、この論点は、憲法 65 条の「内閣に属する」という文言との関係で問題となるものであり、「行政権」の意味を問う本問の射程からはやや外れている。

〔設問 2〕について

本問では、報道機関の取材資料に対する捜査機関の差押えの合憲性について、検討が求められている。なお、本問では、搜索差押令状発付の刑事訴訟法上の適法性および刑事訴訟法の規定の合憲性については検討する必要はない。これは問題文記載のとおりである。

①権利・自由の摘示

本件差押えの合憲性を検討するに当たっては、まず、本件差押えによって制約を受けると考えられる権利・自由を、その保障根拠となる条文とともに示すことが必要となる。《出題趣旨》で挙げた最高裁判例に照らせば、ここでは取材の自由を取り上げることになるであろう。すなわち、最高裁判例によれば、「報道機関の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法 21 条の保障の下にあり、報道のための取材の自由も憲法 21 条の趣旨に照らし十分尊重されるべきものである」（TBS 事件）とされている。ここでは「尊重」という曖昧な言葉遣いがなされているが、「一定の場合に『取材の自由』も憲法的保護を受ける、という趣旨」（佐藤幸治『日本国憲法論〔第 2 版〕』

（成文堂、２０２０年）２８１頁）や「報道の自由の十分な保護のために必要な限りで取材の自由も憲法上の保護を受けるという趣旨」（毛利透ほか『憲法Ⅱ人権〔第３版〕』（有斐閣、２０２２年）２５４頁〔毛利透〕）と解するのが一般的といえる。それゆえ、本問の解答に際しても、上記の判例における説示を参考に、憲法２１条１項によって保護される取材の自由との関係で、本件差押えの合憲性を検討することが想定されていた。

これに対して、受験生の答案のなかには、本件差押えによって「報道の自由」が制約されるという構成をとるものが少なくなかった。しかし、本件差押えは、報道を妨げたり、報道に対して制裁を科したりする目的にでたものでなく、「報道の自由」との関連性はやや薄いものといえる。もっとも、そうした答案が必ずしも誤っているわけではない。既に一度放映されたビデオテープであっても、再編集のうえで改めて放映（「報道」）する可能性は当然残されており、本件差押えがこれを妨げるという説明は可能である。そうした趣旨の説明が答案中で適切になされていれば、採点に際しても相応の評価を与えている。

また、本件差押えによって「取材源秘匿権」が制約されるという構成をとる答案も多くみられた。これも、必ずしも誤りとまではいえない。例えば佐藤幸治『日本国憲法論〔第２版〕』（成文堂、２０２０年）３１１頁では、「狭義の取材源秘匿権」のみならず、「広義の取材源秘匿権」として「得られた情報（取材メモ、フィルムなど）を公権力に渡さない権利」が挙げられている。受験生の答案における「取材源秘匿権」がこの「広義」の権利を指しているのであれば、特段問題はない。もっとも、「取材源を秘匿する権利」に言及する答案の多くは、むしろ「狭義」のそれを念頭に置いているかのような論述を展開していた。普段から基本書などを丁寧に読み込んで、概念の整理を精緻に行うことが肝要である。

②合憲性判断の枠組み

次に、本件差押えの合憲性判断の枠組みを論ずるにあたっては、《出題趣旨》で挙げた最高裁判例が参考になるであろう。ＴＢＳ事件において最高裁は、「公正な刑事裁判を実現するために不可欠である適正迅速な捜査の遂行という要請……から報道機関の取材結果に対して差押をする場合において、差押の可否を決するに当たっては、捜査の対象である犯罪の性質、内容、軽重等及び差し押さえるべき取材結果の証拠としての価値、ひいては適正迅速な捜査を遂げるための必要性と、取材結果を証拠として押収されることによって報道機関の報道の自由が妨げられる程度及び将来の取材の自由が受ける影響その他諸般の事情を比較衡量すべきである」と述べ、比較衡量の判断枠組みを提示している。こうした判例を参考とするならば、本件差押えの合憲性を判断するにあたっては、捜査対象となる犯罪の性質などを踏まえた適正迅速な捜査を遂げるための差押えの必要性と、差押えによって報道機関が被る不利益等を比較衡量する枠組みを定立することが考えられよう。

なお、このような判例に即した判断枠組み以外の判断枠組みの設定も否定されない。合憲性判断の枠組みとして、どのような規範定立を行うかは、唯一的な解答があるわけではない。それぞれ、権利の性質や保護の程度、権利制約の類型的な態様・強度などを踏まえた説得的な理由づけのもとで、理に適った規範定立が行われている限り、基本的には好意的な評価が与えられてしかるべきである。採点に際してもそのような態度で臨んでいる。

例えば、博多駅事件でなされたような裁判所による証拠提出命令と本件においてなされた捜査機関による差押えとを対比し、捜査機関は、裁判所とは異なり、「公正な刑事裁判の実現」という憲法上の要請の直接的な名宛人ではないことを指摘した上で、これを根拠に、博多駅事件で採用された比較衡量よりも合憲性判断枠組みの厳格度を引き上げるべき旨を主張する答案が何通か見られた。これらは上記TBS事件判決とは異なるアプローチを採るものではあったが、事案類型の違いを踏まえた説得的な主張を試みたものと評価でき、その限りで肯定的な評価が与えられている。

③ 具体的検討

そして、本件差押えの合憲性を具体的に検討する際には、本問における様々な事情を拾い上げて、評価していくこととなる。そうした事情として例えば、一方では住居侵入という罪の性質、大震災における被災地での空き巣狙いという犯情、被疑者の自白以外の証拠の存否などが、他方では、本件ビデオテープが既にテレビ放映に至ったものであること、自然災害の脅威を人々に伝える目的のもとで被災状況を撮影したものという取材対象・態様（特定の取材協力者との信頼関係を前提とする状況の不存在）などが考えられる。最終的な結論は合憲・違憲のいずれでもよいが、説得的な理由づけとともに丁寧に論じることが、本問では求められている。

受験生の答案の多くは、概ねこれらの事情を評価して、結論を導き出すことができていた。もっとも、問題文中の事情を列挙するだけで結論に至る答案も散見された。問題文を引き写すこと自体に意味はなく、そこに示された事情を（法的観点から）どのように評価するかが重要であるということを、今一度確認されたい。

以 上